

部活動に係る活動方針

京都府立鳥羽高等学校定時制

1 部活動の位置づけ

- (1) 部活動は、学校の教育活動の一環として実施する。
- (2) 学業を第一として、その上で自主的・任意的な活動として部活動を実施する。

2 目的

自主的な活動の規律を確立し、すすんで事に当たる積極性と実践力を養うとともに、健康と安全に留意し、たくましい心と体の成長を図る。

3 設置部活動

[体育系] バドミントン部、陸上競技部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部
[文化系] 軽音楽部

4 活動面について

(1) 体制について

- ① 複数顧問を配置し、顧問は、指導の在り方や生徒の健康状態などの情報交換、共有を図る。
- ② 入退部は、所定の手続きを経て、顧問の承認を得る。
- ③ 各部活動の活動については、目標や計画を明確にして実施する。
- ④ 事故の未然防止を図るため健康管理に留意し、施設・設備の点検を徹底する。
- ⑤ 心身の発達や健康問題などに考慮し、正しい知識を持ち活動する。
- ⑥ 体罰防止やハラスメント防止に努め、顧問・生徒のコミュニケーションを図り良好な関係を構築する。

(2) 活動時間・休養日等について

- ① 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日については午後 10 時の完全下校を遵守する。
- ② 定期考査 1 週間及び定期考査中についての活動は認めない。但し考査後 1 週間又は 2 週間以内に公式大会がある部については、所定の手続きを経て認める。
- ③ 長期休業中・土曜日・日曜日の活動については、公式戦日等を除いて 1 日 3 時間以内とする。
- ④ 基本的に週 2 回以上の休養を設定することが望ましい。
- ⑤ 活動については、顧問の監督下で行うものとする。

(3) その他

- ① 熱中症対策をはじめ、緊急時の対応の徹底を図り、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者などへの連絡体制や AED 使用等について、安全管理を徹底する。また、急激な気象の変化についても情報を収集し安全対策を講じる。
- ② 活動後、施設の片付け及び、清掃を徹底する。